

更新日

8/1(木)

国民健康保険・後期高齢者医療制度

新しい被保険者証を送付します

問い合わせ先

- 国民健康保険 国保年金課国保班 ☎ (93) 4083
- 後期高齢者医療制度 国保年金課高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085

被保険者証の一斉更新

現在使用されている被保険者証（国民健康保険・後期高齢者医療）は7月31日（水）に有効期限が切れます。

8月1日（木）から有効となる新しい保険証を7月中旬～下旬に郵送します。

保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは必ず連絡をお願いします。



■注意事項

- 国民健康保険税の滞納がある世帯には「短期保険証」または「資格証明書」を郵送します。
- 70歳以上の被保険者には、高齢受給者証と一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。新しい保険証に負担割合が記載されます。
- 保険証は6月11日時点のデータで作成しています。
6月12日以降に脱退などの手続きをした場合は、市から届いた保険証は使用できませんので、注意してください。

国民健康保険の届出

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者が保険料を出し合い、医療にかかる費用に充てる相互助け合いの制度です。

職場の健康保険に加入している人や、生活保護を受けている人などを除く全ての人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

また、次のようなときは届出が必要です。

- 健康保険を喪失（扶養喪失）したとき⇒国民健康保険 加入
 - 健康保険に加入（扶養認定）したとき⇒国民健康保険 脱退
- ※届出が遅れると、保険給付が受けられないときがあります。

限度額適用認定証の申請

入院および外来診療の際、ひとつの医療機関で医療費の月額が高額になり、自己負担限度額を超える場合は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

※所得の申告がない場合は正しい自己負担限度額にならない場合があります。また「限度額適用認定証」は、国民健康保険税の滞納がない世帯に属する被保険者へ交付となりますので、納付確認をさせていただく場合があります。

発送日

7/12(金)

介護保険料

通知書を送付します

介護保険料

問 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

介護保険制度は、介護が必要になったときに、安心してサービスを利用できる制度です。

介護保険料は、サービス利用の有無にかかわらず、全員納めなければならないものです。

納付方法

■特別徴収（年金天引き）

年金の年額が18万円以上の人は、原則、**年6回の特別徴収（年金天引き）**です。令和5年度が特別徴収の人と、令和6年度の仮徴収（4・6・8月）が特別徴収の人は、本徴収（10・12・2月）分も年金から特別徴収されます。

■10月から特別徴収（年金天引き）となる人

- 令和6年2月以前に65歳になった人
- 令和6年2月以前に富里市に転入した人
- ※7～9月までの3期分は、納付書または口座振替により納付してください。
- ※10・12・2月分は年金天引きとなります。

■普通徴収（個別納付）

特別徴収の対象とならない人は、普通徴収になります。送付された納入通知書により、市指定の金融機関窓口やコンビニなどで納付してください。

※納付には口座振替が便利です。

■その他

- 次の人は保険料が変更になりますので、後日、保険料額変更通知書を送付します。
- 被保険者の世帯で、期日より遅れて確定申告した人がいるとき
 - 年度の途中で他市町村へ転出した場合 など